

「重度訪問介護サービス」重要事項説明書

〈令和6年6月1日現在〉

次のとおり、社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所（以下「事業所」といいます。）が行う重度訪問介護サービスの主な内容についてご説明します。

1. 重度訪問介護サービスについての相談窓口

〈月曜日～金曜日：午前8時30分～午後5時15分〉

- 電話 0772-46-5556
0120-46-0294（フリーダイヤル）
- FAX 0772-46-3096
- 担当 小西隆子（主任訪問介護員）
橋本明久（サービス提供責任者）
太田まみ（サービス提供責任者）

2. 重度訪問介護サービスの概要

(1) サービスの種類と区域

事業所名	社会福祉法人 与謝野町社会福祉協議会介護事業所
所在地	京都府与謝郡与謝野町字岩滝 2272 番地 1
重度訪問介護 指定番号	第 2612000022 号
サービスを提供する区域	与謝野町（旧岩滝町）内

(2) 職員の体制

職種	員数
管理者	1名（常勤）
サービス提供責任者	2名以上
訪問介護員	常勤3名以上、非常勤8名以上

(3) サービス提供時間

営業日	年中無休
受付時間	月～金 午前8時30分～午後5時15分（祝祭日を除く。）
サービス提供時間帯	月～日 午前8時～午後6時 (希望により早朝・夜間の相談に応じます)

3. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 「重度訪問介護計画」とサービス内容（契約書第3条・第4条参照）

当事業所では、下記のサービス内容から重度訪問介護計画を定めて、サービスを提供します。「重度訪問介護計画」は、「支給量」（「受給者証」に記載してあります。）と利用者の意向や心身の状況をふまえて、具体的なサービス内容や利用者に対するサービス実施日などを記載しています。「重度訪問介護計画」は、利用者や家族に事前に説明し、同意をいただくとともに、写しを利用者に交付します。また、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。

〈サービス内容〉

（重度訪問介護サービス）

① 身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排せつ、食事などの介助をします。）

- 入浴介助・清拭・洗髪・・・入浴の介助や清拭や洗髪などを行います。
- 排せつ介助・・・排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 衣服の着脱の介助・・・衣服の着脱の介助を行います。
- 通院介助・・・通院の介助を行います。
- その他必要な身体介護を行います。

※ 医療行為はいたしません。

② 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）

- 調理・・・利用者の食事の用意を行います。
- 洗濯・・・利用者の衣類等の洗濯を行います。
- 掃除・・・利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
- 買い物・・・利用者の日常生活に必要な物品の買い物を
行います。
- その他関係機関への連絡など、必要な家事を行います。

※ 預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません）

※ 利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は行いません。

③ 外出時の移動中の介護

- 官公庁や銀行等公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。

※ 1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出はいたしません。

④ その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。

(2) 利用者負担額（契約書第5条参照）

上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の対象となります。当事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を当事業者にお支払いいただきます。

なお、減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

<サービス利用料金>

サービス利用料金は、与謝野町が発行する「障害福祉サービス受給者証」の「利用者負担に関する事項」に記載のとおりです。利用者負担額は、サービス利用料金から介護給付費の給付額を差し引いた金額となります。

（例：介護2時間30分以上3時間未満の場合）

1	サービス利用料金	5,530円
2	うち、介護給付費が給付される金額	4,977円
3	サービス利用に係る利用者負担額(1-2)	553円

※外出時の移動介護を伴う場合、加算があります。

※利用者負担の上限月額は、与謝野町が発行する「障害福祉サービス受給者証(利用者負担に関する事項)」に記載のとおりとなります。

(3) 初回加算

○新規にサービス契約を結んだ初月（過去二月の当該事業所よりサービス提供を受けていない）に、サービス提供責任者によるサービスの提供または同行訪問があった場合に所定料金が加算されます。（加算額・・・200円）

(4) 2名の訪問介護員により訪問を行った場合

○2名の訪問介護員によりサービスを提供する必要があると判断される場合には、利用者の同意を得たうえで通常利用料金の2倍の料金をいただきます。

(5) 緊急時対応加算

○利用者やご家族等の要請で、元々の計画にない身体介護が中心のサービスを、要請から24時間以内に実施した場合に、所定料金が加算されます。（加算額・・・100円/1回）

(6) 利用者負担額の上限等について

○介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）について、上限が定められています。

○利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選定される場合には、サービス利用開始の際にその旨を申し出ください。

（加算額・・・150円/月）

(7) 特別地域加算

○厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者の方にサービスを行なう場合、15%加算させていただきます。

(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算

○介護職員の賃金改善などの処遇改善を行うことを目的とし、月の合計料金に21.9%の加算させていただきます。

(9) キャンセル料

利用者の都合により、当日サービスをキャンセルする場合は、キャンセル料として500円をいただきます。

(10) そ の 他

① 費用の負担

利用者の方の住居で、サービスを提供するために使用する水道・ガス・電気等の費用は利用者の方のご負担になります。

② 自己負担金のお支払い方法

毎月10日までに前月分の請求をさせていただきます。お支払い方法は、金融機関の口座振替でお願いします。

4. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、サービスの提供にあたって次に該当する行為は行いません。

① 医療行為

② 利用者または家族等の金銭、貯金通帳、証書、書類等の預かり、利用者またはその家族等からの金銭又は物品、飲食の授受

③ 契約者の家族等に対するサービスの提供

④ 飲酒、喫煙及び飲食

⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（止むを得ない場合を除く）

⑥ 利用者またはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動及びその他迷惑行為

5. 緊急時の対応方針

重度訪問サービスの提供中に、利用者の方に容態の変化等があった場合は、主治医、消防署、ご親族、相談支援事業者等へ連絡をいたしますので、次の内容についてお知らせください。

主治医	医療機関名	
	氏 名	
緊急連絡先	氏名（続柄）	()
	電話番号	
相談支援事業所	事業所名	
	担当者氏名	

6. 事故発生時の対応（賠償責任）

事業者は、サービスの提供に伴って、自己の責めによる事由で利用者の方の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、即座にその対応を図ることはもとより利用者の方に対してその損害を賠償します。

7. サービス記録

(1) サービス実施記録の確認

当事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施内容等を記録し、利用者にごその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、居宅介護計画及び、実施記録はサービス提供日より5年間保管します。

(2) 情報の管理、開示

当事業所では、関係法令に基づき、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者のお求めに応じてその内容を開示します。

8. 相談・要望・苦情の窓口

【与謝野町社会福祉協議会岩滝支所】 苦情解決責任者：野村由美 苦情受付担当者：小西隆子 橋本明久 太田まみ	所在地：与謝野町字岩滝 2272 番地 1 TEL：0772-46-5556 FAX：0772-46-3096
【与謝野町】 福祉課	所在地：与謝野町字加悦 433 番地 TEL：0772-43-9021 FAX：0772-42-0528

9. 第三者による評価の実施状況 無

10. 個人情報の保護及び秘密の保持について

利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

1 1. 人権の擁護・虐待防止について

事業者は、利用者の人権の擁護の観点から、利用者が人権の侵害や虐待を受けている、または疑われる事実を確認した場合は、関係機関へ通報義務を負います。

事業者は、人権の侵害や虐待行為を予防するため、指針の整備、定期的な委員会の開催、研修を実施します。

1 2. 衛生管理について

事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとします。

事業者は、感染症の発生や感染拡大を防止するため、定期的な委員会の開催、感染拡大防止のための指針の整備、感染症予防及び感染拡大防止のための研修及び訓練を実施します。

1 3. 身体拘束の禁止について

事業者は、事業の提供に当たっては、利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行いません。

事業者は、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会や、指針の整備、身体拘束等の適正化のための研修を定期的の実施いたします。

1 4. 業務継続計画の策定について

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的にできる体制を構築するため、業務継続計画を策定します。

事業者は、職員に対し業務継続計画について周知し必要な研修及び訓練を定期的の実施いたします。

1 6. ハラスメント対策

事業者は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じます。

重度訪問介護サービスの提供開始にあたり、利用者の方に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

所在地 京都府与謝郡与謝野町岩滝 2272 番地 1
名称 社会福祉法人与謝野町社会福祉協議会介護事業所 ㊟

説明者 所 属 与謝野町社会福祉協議会
氏 名 ㊟

契約書及び本書面により、事業者から重度訪問介護サービスについての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 与謝野町字
氏 名 ㊟

代理人 住 所
氏 名 ㊟
<利用者との続柄 : >